

《翻訳》

トニー・ワード
「エスニック・マイノリティに対する
イギリスの法政策」

守 山 正

本稿は、1996年3月26日に行われた国士舘大学比較法制研究所主催の公開研究会における同名の講演原稿に本人が一部修正を加えたものである。トニー・ワード (Tony Ward) 氏は、1957年ロンドン生まれ。ロンドン大学キングス・カレッジ法学部卒、バリスター有資格者、法学博士。現在ドゥモント・フォート大学法学部上級講師。著書に「民営化と刑罰制度」、「刑務所における自殺」などがある。

この講演で「民族的少数派 (ethnic minority)」という場合には、もっぱらアフリカ系あるいはアジア系の人々のことを指し、その祖先を持つ人々である。要するにイギリス (Britain) の白人という多数派と外観の異なる、特に皮膚の色が異なる人々である。イギリス社会で人種差別のはこ先になるのはこれら少数民族である。しかしながら、強調しておくべきことは、人口の94.5%を占める白人多数派も民族的同質性を維持しているとはとうてい言えないということである。この土着の人々においてさえ、いくつかの異なった民族グループがあり、イングランド人 (English)、スコットランド人 (Scottish)、ウェールズ人 (Welsh)、アイルランド人 (Irish、これはさらにカソリック系とプロテスタント系のコミュニティに分かれる)、さらにコンウォール人 (Cornish) がいる。そのほか、他のヨーロッパ諸国を祖国とする多くの人があり、私の母なども1933年にイギリスへ来たドイツからの移民で、あるいはオーストラリアやニュージーランドのような国から来た人たちもいる。人口に膾炙した神話とは違って、たいていの移民も白人である。

つまりある種の白人は、例えば容易に区別できるアイルランド人、ユダヤ人 (Jewish)、トルコ人 (Turkish)、ジプシー (Gypsy) であって、これらの人々も私がこれから話をしようとしている黒人 (Black) やアジア人と同種の問題、つまり人種間暴力や差別を経験している。

1991年の人口調査では——この人口調査がここでの民族少数派についての統計的情報の元になるが——「黒人」という用語はアフリカに先祖を有する全ての人々を示す意味で使われている (同じ用語は時により広い意味で使われることがあり、皮膚の色を根拠に差別に直面する人々を示すこともある)。この人口調査によると、89万1千人が自らを (あるいは調査用紙に記入した家族が) 「黒人」とみなしている。これは約5千5百万の連合王国全人口の1.6%を占める。さらに50万人の「カリブ系 (Caribbean) 黒人」、12万2千人の「アフリカ系 (African) 黒人」と17万8千人の「その他の黒人」に分かれ、これには自らを「イギリス系黒人」とみなす6万7千人が含まれている (「アフリカ・カリブ系 (Afro-caribbean)」という用語はこれらのグループを含む)。

3番目に主要な「人種」カテゴリーは「アジア人 (Asians)」である。この用語は、インド人 (Indian)、パキスタン人 (Pakistani)、あるいはバングラデッシュ人 (Bangladeshi) 系のみに使われる傾向があり、この中には家族がアフリカ東部に数世代住み続けている者も含まれる。人口調査によれば、全人口の1.5%がインド人であり、0.9%がパキスタン人、0.3%がバングラデッシュ人である。この講義では、より正確な用語として彼らを「南アジア系 (South Asian)」とする。彼らも同質なグループとはいえない。「インド人 (Indian)」グループは主にヒンズー教信徒 (Hindus) とシーク教徒 (Sikhs) であり、主に回教徒 (Muslims) である「パキスタン人」と「バングラデッシュ人」よりはるかに裕福である。その他の0.3%つまり15万7千人は中国人で、日本人 (Japanese) を含む「その他のアジア人」カテゴリーが19万8千人、約0.4%を占める。

もちろん、これらの少数民族は、わが国の一部に相当な割り合いで集中し

て住んでいる。私自身の家があるイングランド中部のレスター (Leicester) 市は、ヨーロッパで少数民族が最も混ざり合った都市といわれており、人口の28%が少数民族であり、主に南アジア系が住んでいる。これにはかなり規模の大きいアイルランド系とポーランド系 (Polish) のコミュニティは含まれていない。

人種、雇用と住宅

人口調査によって定義された意味での民族少数派は、概して、白人よりも経済的に暮らし向きが良くない傾向にある。しかしながら、インド系と中国系のグループは、他よりずっと裕福である。

最も高い失業率はアフリカ系黒人 (Black Africans, 1994年夏で37.2%), バングラデッシュ人 (31.2%) で、これに対し白人は9.4%である。アフリカ系黒人は白人よりも高い教育レベルを有しているにもかかわらずである。16歳から24歳までの男性に限って言うと、1994年の失業率はアフリカ・カリブ系黒人で51%, これに対して白人は18%である。常勤職に就いても、黒人ないし南アジア人の賃金は圧倒的に低い。

雇用者による人種を理由とした差別は理論上、1968年及び1976年に成立した人種関係法 (the Race Relations Act) によって違法とされる。1968年法は、「直接的な差別」に限定し、直接人種を雇用の理由の一つにすることを違法とした (これには例外があり、例えば日本レストランで日本人ウエーターを雇用することは許容される)。1976年法は、違法の範囲を「間接的な差別」にまで拡大した。つまり、ある人種グループが他の人種グループよりも満す可能性が高い特定の基準を用いることも違法とした。例えば、現実にはそうであったとしても、少数派文化に所属する者、あるいは英語が第二言語である者にその得点を低くするような心理テストは行ってはならない。「ロコミ」による求人、例えば、担当者が、しばしば自分と同じ民族の知人を採用するような場合は、結局これは「間接的な差別」であるが、現実にはそのような事態は減っていない。

雇用における差別のケースは労働裁判所で扱われる。1976年法は、差別に不服を持つ者が労働裁判所に提訴することを認めた。裁判の構成員は、法的に有資格者の裁判長と労働組合の代表、業界の雇用者側代表である。実際には個々の事件で、特定グループに対する明らかな差別の統計パターンがあったとしても、裁判所に差別が起こったということを確信させることは非常に難しい。1991年の政策調査研究所（Policy Studies Institute）の報告によると、「1968年法は、国の政策を宣言することにより人々の考え方や行動に影響をあたえるという一応の目的は達した⁽¹⁾」が、1976年法の、雇用の機会均等を推進するという目的はおおかた失敗したと結論づけている。しかしながら、同法成立以来、労働裁判所で黒人労働者が勝訴するという注目すべきケースもあり、例えばロンドン地下鉄（London Underground）とブラッドフォード（Bradford）市役所は人種差別の代償として巨額の賠償金を支払わなければならなかった⁽²⁾。

人種関係法はまた、住宅における差別も排除することになっている。確かに家主が「ご免なさい。アジア人は入れないことにしているので」と公然と言うことはできないし、1960年代しばしば見かけた「黒人、ペットお断り（No Negroes, No Dogs）」という貼り紙を見ることもなくなった。けれどもこの調査が示すように、民間の住宅斡旋会社や公共機関いずれにも、人種差別は広まっている。人種的平等のための委員会による研究では、いかに民族少数派が借家を借りる際に拒否されているか、他方、彼らと経済的地位が同等の白人がいかに簡単に借りているか示している。また、多くの研究はアフリカ・カリブ系と南アジア系のホームレスの比率が白人よりずっと高いことを示している。

彼らは、ロンドンで公式にホームレスと認定された世帯のほぼ半分を占め、主要都市のもっと貧しく、人気がない地区の住宅に集中して住んでいる。白人世帯の99%が少なくとも1人1部屋、半分を超える世帯が2部屋以上を持っているのに対し、パキスタン人とバングラデッシュ人の世帯の3分の1が1人1部屋以下で、7世帯に1世帯が2部屋以上持っているに過ぎない。

犯罪と刑事司法

最も論議のある問題が民族的少数派について生じるのは刑事司法の領域である。論争には3つの論点がある。(1)人種差別に対して民族的少数派を守る法律の使用、(2)民族的少数派の犯罪者・被害者としての経験、(3)彼らが刑事司法制度に関わった経験。

「人種間対立」に対する法律⁽³⁾

1965年に人種間対立を煽動する犯罪が新設された。この犯罪によって処罰されるのは、脅迫的、虐待的、侮辱的な言辭を公然と出版し、配布し、発言した者で、その言辭が「肌の色あるいは出身地が異なるあらゆる人々に対する敵意を挑発する目的で」なされた場合である。実際には、敵意を挑発する意図は証明が困難であり、訴追自体がうまく行ったケースは少なかった。そこで、1976年に修正が加えられ、検察は、敵意を挑発する意図を証明する必要がなく、ただ敵意が挑発される可能性があったことを証明すればよいこととなった。しかし、これも証明することは困難であった。極端な侮辱的言辭は、敵意を挑発するというよりも、むしろ対象となる人たちに対して他の人たちからの同情を招くことになるとの指摘もある。1986年議會は、再度修正し、敵意が挑発されたか、挑発される可能性があるかいずれかの場合に犯罪は成立するとしたのである。

同法が最初に成立したとき、言論の自由を侵害するものとして強い批判を受けた。しかしながら、実際には、訴追は上級の政府職員(法曹)の同意を得てはじめて開始することができるという要件が入れられて法案の内容は狭められた。これが意味するところは、犯罪の訴追を年に3、4件というふうにかなり限定し、刑罰も軽めにしようというものであった。草案段階で変更したことによって言論の自由を過度に制限することがなくなったかどうか、さらに有罪を認めやすくなったかどうかを判断することは難しい問題であるが、しかし、なぜ一般市民や検察官が通常の方法で告訴・訴追をすることが

できないかを理解することも困難である。

犯罪被害者としての少数民族

イギリス犯罪調査（British Crime Survey、政府によって行われた犯罪被害調査）はアフリカ・カリブ系とアジア系両方が際立って白人よりバンダリズム、窃盗、強盗、暴行の被害者となっていることを示している。この一つの理由として、彼らが高い犯罪率の地域に住んでいる点が考えられる。しかし特にアジア人の場合、彼らが経験する犯罪被害のかなりの部分が人種偏見に動機づけられていることは明瞭である。アジア人（中国人を含めて）に向けられた攻撃や嫌がらせの範囲は侮辱から、街頭での集団による暴行、住宅へのバンダリズム（例えば、スプレーで人種差別的な絵や文字を書くとか）、放火、殺人まで様々である。1993年には、ほぼ1万件の「人種がらみ事件」がイギリスの警察に記録されており、1988年に比し80%増加しており、1994年イギリス犯罪調査によると、実際には17万4千件もの人種の攻撃があるという。「人種」が唯一の動機である殺人は1992年で12件発生している。

私の自宅のあるレスター市に関する2つの研究は人種的ないやがらせと暴力が主要な問題であるとしている。1987年の研究によると、多くのアジア人が暴力を恐れて事実上の夜間外出を控えて生活しているという。もう1つの研究では、特定の住宅に住む民族少数派（主に南アジア系）住民の78%が、世帯メンバーの少なくとも1人は過去2年間に人種の攻撃の被害を経験し、53%が人種的虐待を住宅における生活上常につきまとう要素であると答えている。

一般公衆だけではなく、犯罪学者の間でも比較的広く信じられているのは、民族的少数派は過度に犯罪に関わる可能性が高いということである。例えば、大きな影響力を持つオーストラリアの犯罪学者ジョン・ブレイスウェイト（J. Braithwait）が挙げるのは、世界中の「実証研究において最も説得力があり最も一貫して支持される調査結果」の一つは、「被抑圧民族の一員であること自体が、社会構造上その機会の乏しい犯罪（たとえばホワイト・カラ

(4)一犯罪)を除き、全てのタイプの犯罪を行う比率を高めている」ということである。イギリスにおける調査結果はこの見解に対立する。

様々な民族グループの犯罪関与に関する最も利用可能な証拠が、二人の内務省研究員ジョン・グラハム(J.Graham)とベンジャミン・ボウリング(B.Bowling)の近年の報告書⁽⁵⁾に現れている。これは、大規模な自己報告研究で、14歳から25歳までの2500人以上に面接調査を行い彼らの行動について質問票に記入した。この種の自己報告研究は、絶対的な信頼をおくことができないにせよ、逮捕と有罪に関する公的統計よりも正確なイメージを与えている。

この研究が与えたイメージは明瞭である。アフリカ・カリブ系犯罪者と白人犯罪者は非常に類似した高い犯罪率を示すが、南アジア系は際立って低い犯罪率を示している。バングラデッシュ人は最低の犯罪率を誇り、白人やアフリカ・カリブ系では10人のうち4人が犯行を認めているのに対し、バングラデッシュ人は8人に1人に過ぎない。だがバングラデッシュ人はいかなる合理的な基準によっても「抑圧された」グループに間違いなく、少なくとも他の集団と同じぐらい差別と人種的いやがらせを経験し、イギリスの他の主要な民族グループよりは専門職、管理職に就く可能性は低く、肉体労働に従事する者が多い。

ある点ではブレイスウェイトの指摘は正しい。というのも、この研究から、白人はホワイト・カラー犯罪、つまり職場からの窃盗や詐欺に関わる可能性が他より高いように思われるからである。多分このことの方が驚くべきことかもしれないが、白人はまた、大半の種類 of 非合法的な薬物の服用を認める比率がはるかに高い(もっともこの違いは女性よりも男性に顕著である)。他方アフリカ・カリブ系とパキスタンの若者は他のグループよりも学校からの盗みをはたらく比率が高く、若いアフリカ・カリブ系の女性たちは他の集団の女性たちよりも武器の使用を含めて喧嘩に関わる傾向のあることを認めている。

この研究結果から、刑事施設人口の統計に目を移すと、我々は非常に異な

ったパターンに直面する。予想したように、バングラデッシュ人は、刑務所人口に占める割合がきわめて小さい。インド人の収容者数は大ざっぱに言って、一般人口中の比率に比例するが、パキスタン人の収容者数は予想よりも著しく多い。しかし、驚くべき数字はアフリカ・カリブ系の収容者数で、一般人口中は1.8%でありながら、男性施設人口の10.8%、女性施設人口の19.6%⁽⁶⁾をくだらない。換言すれば、刑務所システムでアフリカ・カリブ系男性の過剰な割合は6倍、女性は11倍に達する（しかしながら、これらのアフリカ・カリブ系女性には、イギリス在住ではない者が多く含まれ、とくに空港でアフリカ人の薬物の運び屋が逮捕されることが多く、長期刑が言い渡されている）。

統計上の矛盾

第一の可能性は、最近の内務省（Home Office）の研究が犯行の現実の違いを隠蔽していることである。研究者が指摘するように、アフリカ・カリブ系の回答者が白人よりも不正直に答えている可能性があると考えるのは根拠に乏しい。この意味でのわずかな偏差は、サンプル上の民族少数派回答者が高犯罪率の地域から不釣り合いに抽出されたという事実によって帳消しになるであろう。しかしながら、調査で示されない真の現実の相違があるかもしれない。例えば、街頭におけるひったくりの被害者がアフリカ・カリブ系の者を過度に通報するという顕著な証拠がある。これはそれほど多い犯罪ではない。ボウリングとグラハムの調査の回答者のわずか0.3%がひったくりを認めているに過ぎず、しかもその中にアフリカ・カリブ系の者はいなかった。黒人の小規模ひったくり集団が稼ぎまくっているということはありうるし、その中には1991年に強盗ないし（たとえば暴力を用いた）加重侵入盗で起訴された黒人系カリブ人26%が含まれているかもしれない⁽⁷⁾。しかし、そうだったとしても、おそらく刑務所人口への影響という点ではあまり意味はなく、むしろ（警察に鼓舞された）メディアがこの一つの犯罪に異常に注目したことに意味があり、これによって白人の人々や警察自身の心に「黒人ひったく

り」というステレオタイプが強化されたのである。

アフリカ・カリブ系が過剰な比率で刑務所に存在するという事実を理解する鍵は、特定のわずかな犯罪に（つまりイギリス犯罪調査の調査項目55のうちの一つかそれ以下）、有罪判決が下されていることである。警察に報告された侵入盗の25件に対しわずか1件の割合で有罪判決が下されているに過ぎない。それゆえ、逮捕され有罪判決を受け刑罰を課せられた者のうち、アフリカ・カリブ系の者が著しく比率が高いことはありうる。他のグループよりも多くの犯罪を犯した訳でもなく、誤って有罪判決を受けた可能性が高い訳でもない。

刑事司法制度における差別のパターンは非常に複雑であって、犯罪学者がわずかにしかも不完全に理解しているに過ぎない。比較可能な期間で、私にできる最良のまとめはマリアン・フィッツジェラルド (M. Fitzgerald) が刑事司法に関する王立委員会を代表して行った文献批評の8つの主要な結論を繰り返すことであろう。これは、1993年に報告された刑事司法制度についての主要な公式見解であって、私自身の若干短い見解も付け加えておこう。⁽⁸⁾

「1 アフリカ・カリブ系の青年は特に、警察に職務質問され、逮捕される可能性が高い（もっとも、この職務質問に続いて行われた逮捕はごく一部である）。」全国で、少数民族のメンバーが警察によって職務質問され、捜査される可能性は白人より5倍高い。この相違は、一つに警察の有するステレオタイプを反映するものであり、もう一つは少数派住民が多く住む地域は他の地区より頻繁に警邏活動が行われているという事実を反映する。

「2 一旦逮捕されると、アフリカ・カリブ系は白人のように警告 (caution) で済まされる可能性が低く」起訴される可能性が高い。これは、一つには彼らが警告処分の前提として有罪を認めないからであり、また一つには、警告の基準が彼らに不利に働くからであり、さらに一つには、警察裁量の実際のためであると考えられている。

「3 アフリカ・カリブ系に対してなされる起訴の全体的なパターンは白人や「南」アジア系のそれとは異なる。」強盗・窃盗の未遂で起訴される比率

の高さが特に、主として警察や検察の裁量の結果であるかどうか、行動上の現実的相違が関係しているかどうかは明らかではない。

「4 アフリカ・カリブ系は公判前に身柄を拘束される可能性が高い。」

「5 アフリカ・カリブ系は自分に課せられた容疑に対し有罪を答弁しない可能性が高い。」犯行を否認し、有罪宣告を受けた被告人は通常有罪を認めた被告人よりも刑がはるかに重くなる傾向にある。

「6 アフリカ・カリブ系は刑事裁判所で審理される可能性が高い。」刑事裁判所は上級裁判所であって、治安判事裁判所よりも釈放の可能性は高いが、刑は重い。

「7 アフリカ・カリブ系は無罪となる可能性が高い。」これは、5と6の自然の結果であるが、不十分な証拠に基づく起訴を反映したものである。

「8 有罪とされたアフリカ・カリブ系は数の上でも刑期の上でも多くの有罪と長期の刑を受け、また非拘禁的処分を受ける可能性が高い。」上記と同様、これは5及び6から説明される。さらに、（これはどちらかという矛盾するが）アフリカ・カリブ系の被告人が若い段階で期間の長い処分や重大な犯罪歴を持つ傾向があるように見える。これは1及び2からの自然な結果であって、職務質問、逮捕、警告、起訴の違いである。このことは、アフリカ・カリブ系に対し間接的に差別する「法的に重要な」基準に基づく量刑の相違の多くを説明することはできるものの、このように説明できない直接的な差別の要素の明らかな証拠も存在する。しかも、一部の裁判所では、他よりも不平等な判決のパターン⁽⁹⁾を行っている。

9番目のポイントは、フィッツジェラルドは言及していないが、黒人に対する警察権力の過度な利用に関する。これは統計的に数量化することは難しいが、1980年以降、警察を含む暴力事件後に死亡した者は、圧倒的にアフリカ・カリブ系とアイルランド人によって占められている。このような事件や彼らが受けた不適切な捜査は警察と少数民族との間の闘争の主要な原因となっている。1996年1月警察によって暴行された黒人が拘禁中に死亡した直後、南ロンドンで暴動が起り、数週間前には、モスリムの宗教的儀式の最中に

逮捕された男性が失明するという事件に対してブラッドフォード（南アジア系の大きなコミュニティがある町）では、大規模で穏やかな抗議行動が行われた。

上記の要因を同時に考察すると、アフリカ・カリブ系の人々に対する差別の永続的なパターンにこれらを加えるべきであろう。アフリカ・カリブ系の人々とかれらの居住地は警備が厳しい。その結果、アフリカ・カリブ系の犯罪者が白人に比し捜査を受ける可能性が高く、一般のアフリカ・カリブ系の人々も繰り返し捜査される経験を持つ可能性が高まり、これは警察への敵意を作り上げる。アフリカ・カリブ系の犯罪者への捜査率の高さは、黒人犯罪に対する警察官の偏見を強めることになり、アフリカ・カリブ系は容疑を受ける基準、たとえば犯罪歴があるとか、犯罪歴にある者と交流があるなどの基準を満たす可能性が高いことを意味する。このようにして、捜査率をさらに押し上げるのである。アフリカ・カリブ系の人々が抱く警察への恨みは、他の集団に比し刑事司法制度と協調する意欲を失わせ、警告や軽い刑で済まされない結果となる。このようにして、彼らが再び法廷に現れたときさらに重い刑を正当化するために使用される記録が出来上がるのである。

要するに、刑事司法制度は19世紀にやってきたことと同じことを今日も行っている。犯罪者と同族の集団に繰り返し介入することで「犯罪者階級」を生み出している。今や「犯罪者階級」は、部分的には民族によって定義される階級である。しかしながら、注意すべきは、黒人社会への警察の嫌がらせパターンは、1970年代中葉警察が「黒人犯罪」を特別の問題と確認し始める以前から存在していたということである。社会学者ポール・ギロイが論じたように、⁽¹⁰⁾ 黒人に対し犯罪者というレッテルを貼るのに熱心であった警察活動に対し黒人の若い世代が反抗し始めた時に「黒人犯罪」が問題化したように思われる。

私が論じたいのは、刑事司法制度における人種差別が制度化されてきたということである。このことが意味するのは、現行の警告制度や量刑政策がそうであるように、人種的には中立と思われる諸決定を通じてこの事態は持続

されうることである。それゆえ、刑事司法制度において上級・下級職員による純粋に意識的な努力にもかかわらず、人種差別を根絶させることは極めて困難である。

結論

私は、イギリスにおける人種関係のイメージを必ずしも悲観的に描きたかったわけではない。「ヨーロッパで最も人種の入り交じった町で」、多くの南アジアの人々が住む地区の白人居住者としての私の観点からは、レスターの文化的多様性は、この町の素晴らしい特徴であり、これを問題とみななければならない理由はない。残念ながら、非白人の人たちの経験は、必ずしも良好ではない。依然として、イギリス社会には全体的に受け入れがたい程度の人種差別があり、それはときには陰湿であり、ときには露骨であり、またときには暴力的である。

法の役割に関する限り、イギリスの経験から次の二つの広範な結論を導くことができよう。第一に、1960年代、1970年代の人種関係に関する立法は、有効な衝撃を与えた。もっとも、これは、裁判所の判決の力というより、人種差別は受け入れがたいという法の声明の象徴的な意義に由来するものと思われる。その当初の衝撃、つまり法の有効性を改善する努力は、必ずしも成功してこなかった。第二に、刑事司法制度においてわれわれが直面する最も深刻な問題は、拘禁人口のうちアフリカ・カリブ系の人々の割合が突出している点である。この理由については議論があるが、問題の重大性については必ずしも十分な議論の対象になっていない。⁽¹¹⁾

(1) D.J. Smith, *Racial Disadvantage in Britain*, Policy Studies Institute, London, 1977; L. Lustgarten, "Racial Inequality and Limits of the Law", *Modern Law Review* 49 (1986); C. McCrudden, D.J. Smith and C. Brown, *Racial Justice at Work*, Policy Studies Institute, London, 1991.

(2) R. Skellington, *'Race' in Britain Today*, (2nd Sage, 1996), p.266. 雇用と住民に関する私の情報の大半はスケリントン著に依拠している。

- (3) このセクションは私の学生の一人ラジャシュ・ラックスマンの調査に基づいている。
- (4) *Crime, Shame and Reintegration* (Cambridge, 1989) pp.44, 48.
- (5) *Young People and Crime*, Home Office Research Study no. 145 (1995).
- (6) Home Office, *Race and the Criminal Justice System 1994*, p.32.
- (7) T. Dodd and P. Hunter, *The National Prison Survey 1991* (HMSO 1992), p.10.
- (8) Royal Commission Research Study no. 20, *Ethnic Minorities and the Criminal Justice System* (HMSO 1993), pp.32-6.
- (9) R. Hood, *Race and Sentencing* (Oxford 1992).
- (10) P. Gilroy, *There Ain't No Black in the Union Jack* (London, Hutchinson, 1987) pp.88-91.
- (11) これらの問題の他の研究については以下を参照。D. Cook and B Hudson (ed.), *Racism and Criminology*, London, Sage, 1993 ; D.J. Smith "Race, Crime and Criminal Justice" in M. Maguire, R. Morgan and R. Reiner (eds.) *The Oxford Handbook of Criminology*, Oxford University Press 1994.